

第134期 定時株主総会 招集ご通知



日時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時予定）



場所

大阪市此花区西九条六丁目1番124号
当本社4階会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 当社株券等の大規模買付行為に
関する対応策（買収防衛策）
継続の件

目次

第134期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
（添付書類）	
事業報告	35
連結計算書類	61
計算書類	64
監査報告	67

株主各位

大阪市此花区西九条六丁目1番124号
大日本塗料株式会社
取締役社長 岩浅 壽二郎

第134期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第134期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|----------------|--|
| ① 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定） |
| ② 場 所 | 大阪市此花区西九条六丁目1番124号 当本社4階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| ③ 目的事項
報告事項 | 1. 第134期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第134期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dnt.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- 本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dnt.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内



当日株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

※議決権行使書のご返送またはインターネットによる議決権行使はいずれも不要です。

当日ご出席願えない場合は、以下の方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

平成29年6月28日（水曜日） 午後5時 到着分まで



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、行使ください。

行使期限

平成29年6月28日（水曜日） 午後5時 入力分まで

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) インターネットによる議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただいております。）
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (4) 携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使を行うためには、次のサービスがご利用可能であることが必要です。

・ iモード ・ EZweb ・ Yahoo!ケータイ

なお、上記サービスがご利用可能の場合であっても、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますので、ご了承ください。（ご利用可能機種につきましては、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。）

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

＜機関投資家の皆様へ＞

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対して安定的な配当を行うことを経営上の重要課題の一つとして位置づけており、企業体質の強化、財務内容の健全性維持に努めつつ、業績に応じた配当を安定的に継続実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、50銭増配し1株当たり4円とさせていただきますと存じます。

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり金 4 円 総額 582,000,252 円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年6月30日

第 2 号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、会社法第195条第1項に基づき、平成29年10月1日をもって、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました（本議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。）。これにあたり、単元株式数の変更後においても全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、当社株式について5株を1株とする株式併合を実施いたしたいと存じます。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は、29,710,678株*となります。

*「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

93,280,000株（現行466,406,000株）

<ご参考>定款の一部変更

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4億6,640万6,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>9,328万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役8名は任期満了となります。
つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	い わ さ と し じ ろ う 岩浅寿二郎 (昭和22年9月27日) [再任]	昭和46年4月 当社入社 平成14年4月 当社経営企画室企画部長 平成16年6月 当社執行役員 管理本部経営企画室長 平成17年4月 当社管理本部副本部長 平成18年4月 当社生産部門副部門長 平成18年6月 当社取締役 平成19年4月 当社常務執行役員 平成22年4月 当社専務執行役員 営業担当 平成22年6月 当社代表取締役社長（現任）	174,000株
取締役候補者とした理由 当社において経営企画、生産部門及び営業担当に携わり、当社業務に幅広く精通していることに加え、長年に亘り当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。			
2	せ こ よ し の り 瀬古宜範 (昭和27年5月3日) [再任]	昭和50年4月 (株)三菱銀行（現株）三菱東京UFJ銀行）入社 平成14年4月 (株)東京三菱銀行（現株）三菱東京UFJ銀行） 新宿中央支社長 平成16年6月 当社入社 執行役員 管理本部副本部長 兼総務部長 平成17年4月 当社常務執行役員 管理本部長（現任） 平成17年6月 当社取締役（現任） 平成22年4月 当社専務執行役員（現任） 生産担当（現任） 平成22年6月 当社社長補佐（現任） 〈担当〉管理本部、内部監査室、生産部門	33,000株
取締役候補者とした理由 金融機関で培ってきた豊富な経験及び知見を有し、当社では社長補佐及び管理部門を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<p>さと たか ゆき 里 隆 幸 (昭和36年1月15日)</p> <p>[再任]</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成21年4月 当社一般塗料部門 構造物塗料事業部副事業部長 平成22年4月 当社技術開発部門開発部長 平成23年4月 当社執行役員 一般塗料部門副部門長 (技術統括) 工業塗料部門副部門長 (技術統括) 平成24年4月 当社技術開発部門長 兼塗料事業部門副部門長 (技術統括) 平成24年6月 当社取締役 (現任) 平成26年4月 当社塗料事業部門長 (現任) 兼塗料販売事業部長 平成28年4月 当社常務執行役員 (現任) 塗料事業部門建築・構造物塗料事業部長</p> <p><担当> 塗料事業部門 [重要な兼職の状況] 大日本塗料北海道(株)代表取締役社長</p>	29,000株
<p>取締役候補者とした理由 当社において長年に亘り技術部門で培ってきた豊富な経験と実績を有していることに加え、営業部門を担っており、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>の だ ひ で よ し 野田 秀 吉 (昭和37年9月28日)</p> <p>[再任]</p>	<p>昭和60年4月 日本ペイント(株)入社 平成3年4月 新日鐵化学(株) (現新日鉄住金化学(株)) 入社 平成19年4月 日塗化学(株)入社 平成22年4月 当社入社 生産部門生産技術企画部副部長 平成22年10月 当社生産部門生産技術企画部長 平成25年4月 当社執行役員 (現任) 平成25年5月 当社塗料事業部門副部門長 兼塗料事業企画室長 平成27年4月 当社生産部門長 (現任) 平成27年6月 当社取締役 (現任) 生産部門生産技術企画部長</p> <p>[重要な兼職の状況] 日東三和塗料(株)代表取締役社長 岡山化工(株)代表取締役社長</p>	46,000株
<p>取締役候補者とした理由 塗料業界等で培ってきた豊富な経験及び知見を有し、当社では営業部門の経験に加え生産部門を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	いわ た てつ お 岩田 哲夫 (昭和23年4月30日) [再任]	昭和47年4月 (株)三菱銀行 (現株)三菱東京UFJ銀行) 入社 平成15年6月 (株)東京三菱銀行 (現株)三菱東京UFJ銀行) 常務取締役 平成17年5月 同社常務執行役員 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員 平成19年6月 東京急行電鉄(株)常勤監査役 平成20年6月 東急建設(株)監査役 世紀東急工業(株)監査役 平成27年6月 月桂冠(株)監査役 (現任) 当社取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 月桂冠(株)監査役	1,000株
社外取締役候補者とした理由 金融機関での長年の経験及び他社の監査役としての経験から豊富な知見を有しており、これを活かし当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。			
6	はい ぎき きょういち 灰崎 恭一 (昭和23年12月22日) [再任]	昭和46年3月 日本輸送機(株) (現ニチュ三菱フォークリフト(株)) 入社 平成17年9月 同社国内営業本部国内営業企画部長 平成18年6月 同社執行役員 平成19年6月 同社取締役 平成20年6月 同社常務取締役 平成21年4月 同社取締役 ニチュMHIフォークリフト(株) 代表取締役社長 平成22年6月 日本輸送機(株)常務取締役 平成23年6月 同社専務取締役 平成25年4月 ニチュ三菱フォークリフト(株) 取締役専務執行役員 平成27年6月 同社特別顧問 平成28年6月 同社顧問 (現任) 当社取締役 (現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 上場会社での長年の経験及び取締役としての経験から豊富な知見を有しており、これを活かし当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	<p>きむら なおゆき 木村直之 (昭和34年5月28日)</p> <p>[新任]</p>	<p>昭和57年4月 三菱商事(株)入社 平成15年3月 Miteni S.p.A.社長 (イタリア) 平成18年7月 三菱商事(株) 本店ファインケミカルユニットマネージャー 平成22年3月 PT.Kaltim Parna Industri社長 (インドネシア) 平成25年4月 三菱商事(株)ワルシャワ支店長 平成28年4月 当社執行役員(現任) 国際本部副本部長 兼海外事業企画部長 (現任) 兼資材本部副本部長 平成29年4月 当社国際本部長 (現任) 兼資材担当 (現任) <担当> 国際本部、資材本部</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由 総合商社で培ってきた豊富なビジネス経験及び知見を有し、当社では国際本部及び資材本部を担っており、経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			
8	<p>やま もとと ひろ 山本基弘 (昭和39年1月18日)</p> <p>[新任]</p>	<p>昭和61年4月 当社入社 平成26年4月 当社技術開発部門副部門長 兼開発部長 (現任) 兼技術開発第一グループ長 (現任) 兼建築・構造物塗料事業部副事業部長 平成27年4月 当社執行役員 (現任) 平成28年4月 当社技術開発部門長 (現任) 兼塗料事業部門副部門長 (技術統括) (現任) <担当> 技術開発部門、スペシャリティ事業部門</p>	12,000株
<p>取締役候補者とした理由 当社において長年に亘り技術部門を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			

-
- (注1) 取締役候補者里 隆幸氏は大日本塗料北海道㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に塗料を供給しております。
また、取締役候補者野田秀吉氏は日東三和塗料㈱及び岡山化工㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は両社に塗料の生産委託をしております。
- (注2) その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 岩田哲夫氏及び灰崎恭一氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は岩田哲夫氏及び灰崎恭一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - (2) 岩田哲夫氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。また、灰崎恭一氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
 - (3) 当社は、岩田哲夫氏及び灰崎恭一氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となり、岩田哲夫氏及び灰崎恭一氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 灰崎恭一氏が顧問を務めるニチュ三菱フォークリフト㈱と当社との間には、当社の塗料等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は当社の連結売上高に対して僅少(0.2%未満)であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
 - (5) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中の当該株式会社における法令又は定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実
岩田哲夫氏が世紀東急工業㈱社外監査役に在任中、同社は東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、退任後の平成28年9月に公正取引委員会より排除措置命令を受けるとともに、平成28年11月には、国土交通省より営業停止処分を受けました。同氏は、当該違反行為の存在が判明するまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の徹底について適宜発言しており、また、本件事実の認識後は、違反行為の排除及び再発防止に向けた取り組みにつきましても適宜意見表明いたしております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 福岡靖之氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
ふくおか やす ゆき 福岡 靖之 (昭和34年11月2日) [再任]	昭和59年4月 三菱信託銀行(株) (現三菱UFJ信託銀行(株)) 入社 平成15年5月 同社梅田支店次長 平成17年2月 同社岡山支店長 平成19年2月 (株)三菱東京UFJ銀行出向 平成19年6月 (株)三菱東京UFJ銀行 兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ出向 平成21年6月 三菱UFJ信託銀行(株)京都支店 兼京都中央支店副支店長 平成23年10月 同社仙台支店長 平成25年4月 同社賛事 平成25年6月 当社常勤監査役(現任) 平成27年6月 ニチュ三菱フォークリフト(株)監査役(現任) [重要な兼職の状況] ニチュ三菱フォークリフト(株)監査役	4,000株

社外監査役候補者とした理由

金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役の役割を果たされることが期待できるため、社外監査役候補者としたしました。

(注1) 社外監査役候補者福岡靖之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 福岡靖之氏は社外監査役候補者であります。

なお、当社は福岡靖之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注3) 福岡靖之氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

(注4) 福岡靖之氏は現在、当社子会社の監査役を兼務しております。

(注5) 当社は、福岡靖之氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となり、福岡靖之氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

(注6) 福岡靖之氏が業務執行者であった三菱UFJ信託銀行(株)と当社の間には、借入等の取引関係がありますが、直近事業年度末時点における当該借入額は当社の連結総資産に対して少なく(1.66%)、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

(注7) 福岡靖之氏が社外監査役を務めるニチュ三菱フォークリフト(株)と当社との間には、当社の塗料等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は当社の連結売上高に対して僅少(0.2%未満)であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

第 5 号 議 案 補 欠 監 査 役 1 名 選 任 の 件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役 前嶋 弘氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
まえ しま ひろし 前 嶋 弘 (昭和26年11月25日)	昭和45年 3 月 日本輸送機(株) (現ニチユ三菱フォークリフト(株)) 入社 平成16年 6 月 同社経営企画部次長 平成17年 9 月 同社経営企画部部長 平成18年 1 月 同社経営企画室副室長 平成22年 6 月 同社管理本部内部統制室長 平成22年10月 ニチユMHIフォークリフト(株)監査役 平成23年 6 月 日本輸送機(株) (現ニチユ三菱フォークリフト(株)) 常勤監査役 (現任) [重要な兼職の状況] ニチユ三菱フォークリフト(株)常勤監査役	0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

上場会社において常勤監査役を務め、また、長年の経験と経営企画、内部統制等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役の役割を果たされることが期待できるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。

(注 1) 補欠監査役候補者前嶋 弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注 2) 前嶋 弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

(注 3) 前嶋 弘氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(注 4) 前嶋 弘氏が常勤監査役を務めるニチユ三菱フォークリフト(株)と当社との間には、当社の塗料等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は当社の連結売上高に対して僅少 (0.2%未満) であり、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

【第6号議案】当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年4月24日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「原プラン」といいます。）の継続を決議し、同年6月27日開催の当社第131期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

原プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等も踏まえ、更なる検討を加えました結果、平成29年4月26日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、原プランを一部変更したうえで、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決議いたしました（以下、継続する「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）。

本議案は、当社定款第46条（買収防衛策の導入等）の定めに基づき、本プランについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。また、ご承認が得られた場合の本プランの有効期間は、平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

本プランの内容は以下のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和4年に島津、三菱、大倉の共同出資により設立された企業であり、今日まで塗料製造を基軸とした事業活動を営んでまいりました。

現在、当社及び当社グループは、塗料、蛍光色材及び照明機器の製造販売を主な事業領域としておりますが、当社グループの企業価値の主な源泉は、「国家社会の繁栄に奉仕し得る将来性ある企業足るべし」という創業精神のもとに、永年に亘ってお届けしている各種製品の品質・性能とサービスが築いたブランド力、顧客との信頼関係にあると考えております。特にコア事業である塗料事業におきましては、起業の礎となった錆止め塗料「ズボイド」をはじめ、市場から絶大な支持を得てまいりました防食塗料、その他の独創的な塗料技術は、地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に貢献し得たものと自負いたしております。このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが企業文化、あるいは「DNT」ブランドとして結実し、現在の企業価値の源泉になっており、今後も企業文化の継続発展を通して当社の社会的存在意義を高めることが、結果として企業価値及び株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

当社グループの経営戦略の基本命題は、コアビジネスである塗料事業の継続的成長を図り、市場の好・不調に影響されることの少ない高収益事業とすることにあります。しかしながら、国内市場の構造変化、海外市場の急速な変貌、更には原油、ナフサ価格、為替相場変動に起因する塗料用原材料価格高騰の影響等により、企業価値・株主共同の利益の確保・向上は容易ではありません。そのため、より強固な企業体質を構築する必要があります。具体的には、

1. 国内塗料事業の高付加価値化
2. 海外塗料事業の積極拡大
3. 新たな収益源事業の育成・強化

を必達目標として掲げ、経営基盤の整備とともに地球環境保全活動、適切な情報開示、社会貢献活動など企業の社会的責任を誠実に果たしてまいります。

また、株主、顧客、従業員及び社会全体から「存在価値のある企業」として認められるには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つであると考えております。そのために、当社は、金融庁と東京証券取引所が上場企業の企業統治の指針としたコーポレートガバナンス・コードの主旨を踏まえた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めて充実・強化を図っております。また、社外取締役や監査役制度により経営監視機能を強化・充実し、決算や経営施策等の情報開示を適時且つ正確に行うなど、透明性の高い企業経営の

実現に向けて努力しております。

当社は経営理念「当社は、新しい価値の創造を通じて地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄と豊かな暮らしの実現に貢献できる企業を目指します」のもと、グループ一丸となって、広く社会にとって有用な商品・サービスを提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得することが、歴史と伝統ある島津系・三菱系企業の一員としての使命であると認識し、今後とも様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化することで、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、独立委員会の勧告内容及び対抗措置の概要等、適時かつ適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏の就任を予定しております。

また、平成29年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けてい

るわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及びその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、追加情報についての合理的な期限を定め、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

また、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については、弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

-
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
 - (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
 - (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
 - (vi) 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
 - (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
 - (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - (ix) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
 - (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - (xi) 反社会的勢力との関係に関する情報
 - (xii) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に速やかに提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに速やかにその旨を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的に、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することがあります。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、

(i) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない認められる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までににおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までににおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月29日に開催される予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記2.（3）に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について適切に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.（1）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.（3）に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

なお、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。

独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 社外取締役、(2) 社外監査役又は(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席（テレビ会議又は電話会議等による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

-
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
- (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員候補者の略歴

福岡 靖之（ふくおか やすゆき）

昭和59年 4月 三菱信託銀行(株)（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
 平成17年 2月 同社岡山支店長
 平成19年 2月 (株)三菱東京UFJ銀行出向
 平成21年 6月 三菱UFJ信託銀行(株)京都支店兼京都中央支店副支店長
 平成23年10月 同社仙台支店長
 平成25年 6月 大日本塗料株式会社常勤監査役（現任）

※同氏は、本定時株主総会において選任されることを条件に当社社外監査役に就任する予定です。

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

辰野 久夫（たつの ひさお）

昭和55年 4月 大阪弁護士会 登録
 平成 3年 4月 辰野・尾崎・藤井法律事務所 開設（現任）
 平成17年 4月 大阪弁護士会 副会長
 平成21年 4月 国立研究開発法人 理化学研究所 神戸事業所 研究倫理第二委員会委員
 平成25年 4月 日本弁護士連合会 常務理事
 平成25年11月 大阪市立大学 健康科学イノベーションセンター 倫理委員会委員

姫岩 康雄（ひめいわ やすお）

昭和58年 8月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所（現 KPMG）入所
 平成 2年 8月 日本公認会計士 登録
 平成15年 9月 KPMG あずさ監査法人 パートナー就任
 平成21年 7月 あずさ監査法人 大阪GJP（グローバルジャパニーズプラクティス）室 室長
 平成27年 5月 有限責任 あずさ監査法人 全国社員会議長
 平成28年 6月 有限責任 あずさ監査法人 退職
 姫岩公認会計士事務所 所長（現任）

上記三氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

以 上

別紙3

当社の大株主の株式保有状況

平成29年3月31日現在

順位	株主名	当社への出資状況	
		持株数 (千株)	出資比率 (%)
1	明治安田生命保険相互会社	7,000	4.71
2	株式会社三菱東京UFJ銀行	6,141	4.13
3	DNT取引関係持株会	6,102	4.10
4	三菱商事株式会社	5,942	4.00
5	東京海上日動火災保険株式会社	5,068	3.41
6	富国生命保険相互会社	5,002	3.36
7	株式会社島津製作所	5,001	3.36
8	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,899	3.29
9	田 邊 康 秀	4,441	2.98
10	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,112	2.76

(注1) 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 出資比率は発行済株式総数（148,553,393株）に対する所有株式数の割合で算出してあります。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である当社及び当社グループの顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1) から(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1) から(5) までに該当する者の関連者¹³ (これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。) は、本新株予約権を行使することができないものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

-
- 11 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 12 公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

以上

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済政策、金融緩和策を背景に緩やかな回復基調が続いているものの、中国及び新興国の景気減速や米国の政策転換等の影響から、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの連結業績につきましては、国内塗料事業は、市況の回復が鈍く減収となりましたが、高付加価値品の拡販等により増益となりました。海外塗料事業は、北中米市場及び東南アジア市場を中心に堅調に推移したため現地通貨ベースでは増収となりましたが、円高による為替換算の影響により減収となりました。利益面では高付加価値品の拡販が奏功し、増益となりました。照明機器事業は、蛍光灯関連器具の出荷が減少しましたが、製品の収益性が改善し、減収ながら増益となりました。このほか、当社グループでは生産体制の適正化を図っており、拠点の統合に伴う固定資産売却益を特別利益として計上しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は727億8千9百万円（前連結会計年度比 4.7%減）、営業利益は65億3千3百万円（同 6億7千4百万円増）、経常利益は66億円（同 10億4千万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は51億9千9百万円（同 15億8千5百万円増）となりました。

当連結会計年度につきましては、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益はともに増益となったことから、平成29年3月期の期末配当につきましては、前期に比べ、50銭増配の1株当たり4円を予定させていただきます。今後とも安定的な配当を継続して実施すべく、財務体質の健全性強化に努めてまいります。

売上高

第134期
(平成28年度)

72,789百万円
(前年度比 4.7% 減)

営業利益

第134期
(平成28年度)

6,533百万円
(前年度比 11.5% 増)

経常利益

第134期
(平成28年度)

6,600百万円
(前年度比 18.7% 増)

親会社株主に帰属する当期純利益

第134期
(平成28年度)

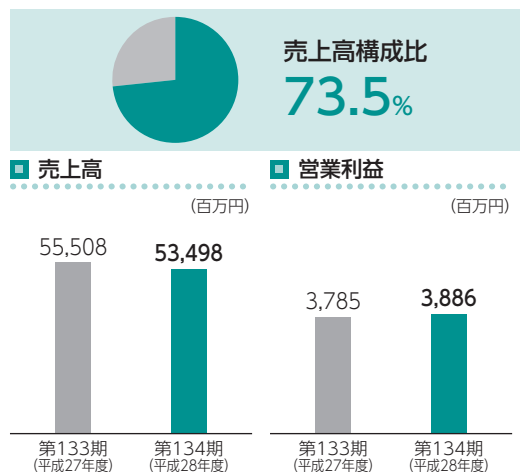
5,199百万円
(前年度比 43.9% 増)

各事業セグメントにおける営業活動の状況は次のとおりであります。

■ 国内塗料事業

主力の構造物分野では、拡販品目の出荷は好調を維持しましたが、市況が回復に至らず需要は低調に推移しました。建材分野では、新設住宅着工戸数の回復を受け堅調に推移しましたが、他の工業塗料分野では市況の低迷が続き、当セグメント全体としては減収となりました。一方で、高付加価値品の拡販や原材料価格の下落により、増益となりました。

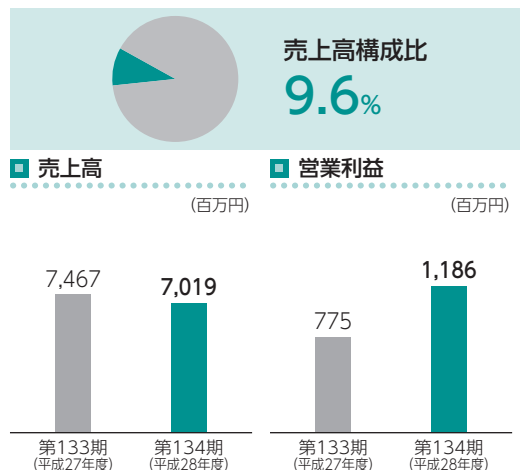
この結果、売上高は534億9千8百万円（前連結会計年度比3.6%減）、営業利益は38億8千6百万円（同1億1百万円増）となりました。



■ 海外塗料事業

北中米市場及び東南アジア市場においては、自動車生産台数の増加により、自動車部品分野の需要が堅調に推移しました。中国市場においては、景気減速の影響を受け、低調に推移しました。これらの結果、現地通貨ベースでの当セグメント全体の業績は増収増益となりましたが、円高による為替換算の影響を受け、円貨ベースの業績は押し下げられました。

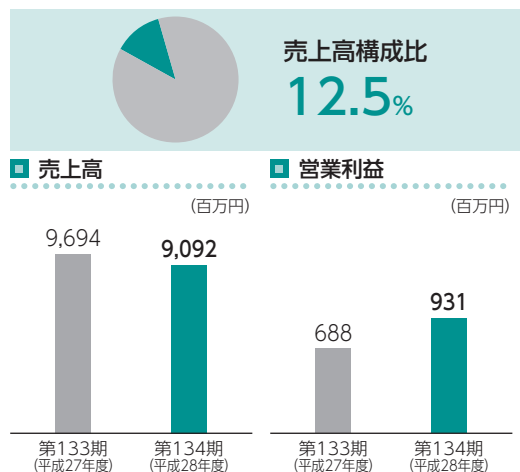
この結果、売上高は70億1千9百万円（前連結会計年度比6.0%減）、営業利益は11億8千6百万円（同4億1千1百万円増）となりました。



■ 照明機器事業

重点市場である業務用LED照明器具の需要は堅調に推移しましたが、蛍光灯関連需要の大幅な縮小の影響を受け、減収となりました。利益面では製品の収益性改善が進み、増益となりました。

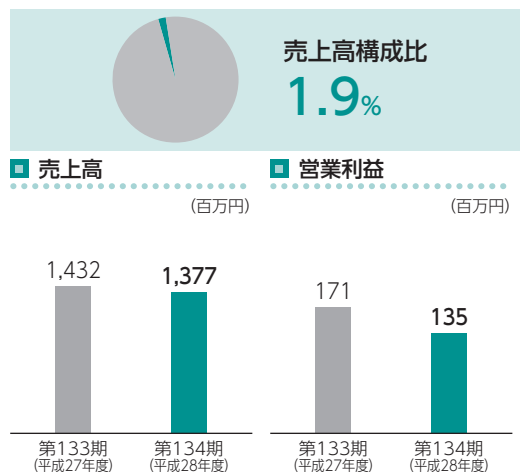
この結果、売上高は90億9千2百万円（前連結会計年度比6.2%減）、営業利益は9億3千1百万円（同2億4千3百万円増）となりました。



■ 蛍光色材事業

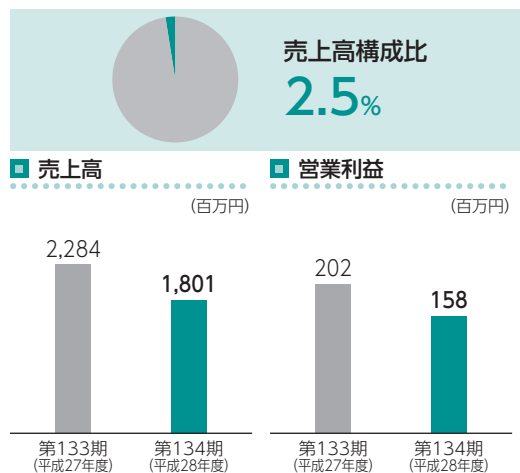
安全対策用塗料や鉄道車輛用カラー帯の需要は堅調に推移しましたが、海外市場における衣料向け需要の低迷により、減収減益となりました。

この結果、売上高は13億7千7百万円（前連結会計年度比3.8%減）、営業利益は1億3千5百万円（同3千5百万円減）となりました。



■ その他事業

売上高は18億1百万円（前連結会計年度比 21.2%減）、営業利益は1億5千8百万円（同 4千4百万円減）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、生産設備の更新投資や生産能力の増強を図るため、総額18億2千2百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「新しい価値の創造を通じて地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄と豊かな暮らしの実現に貢献できる企業を目指します。」という経営理念のもと、持続的成長力をもつ企業たべく事業展開を図っております。

当社をとりまく環境といたしましては、当社の主要市場である国内塗料市場は趨勢的に縮小傾向にあり、今後も販売競争は激化していくものと予想されます。また、海外経済における不確実性の高まりを背景に、為替相場や原材料価格の変動といった外部要因によるリスクも増大しつつあります。

新たに策定いたしました中期経営計画のもとスタートする平成29年4月以降の展望といたしましては、上記のような経営環境に対応すべく、下記の重点課題をもとに諸施策に取り組んでまいります。

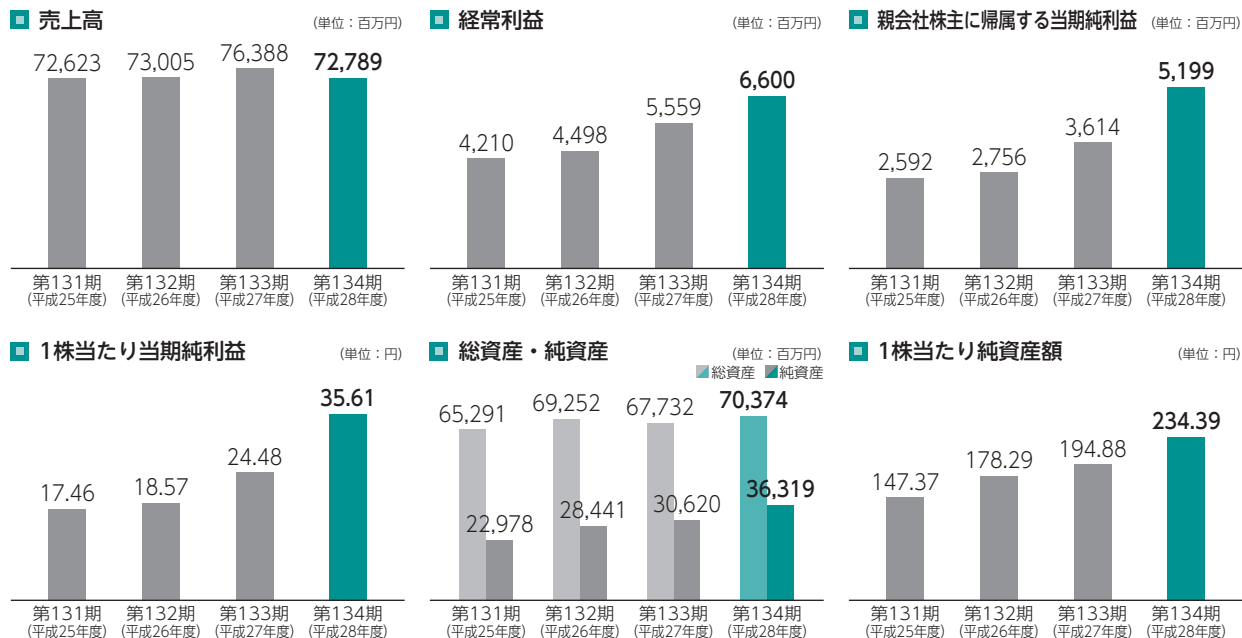
1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う国内インフラ市場における維持・補修需要の確実な取り込み
2. 重防食技術やインクジェット技術等、当社の強みを生かした市場開拓の推進
3. 商品構成の最適化による市場競争力の強化及びそれに伴う売上拡大
4. 海外市場における自動車部品用塗料のシェア拡大と構造物塗料の更なる展開

以上のような諸施策を実施し、当社独自の強みをさらに洗練・発展させることで、将来性ある企業であり続けるべく、努めてまいります。

株主の皆様には、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第131期 (平成25年度)	第132期 (平成26年度)	第133期 (平成27年度)	第134期 (平成28年度)
売 上 高 (百万円)	72,623	73,005	76,388	72,789
経 常 利 益 (百万円)	4,210	4,498	5,559	6,600
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,592	2,756	3,614	5,199
1株当たり当期純利益 (円)	17.46	18.57	24.48	35.61
総 資 産 (百万円)	65,291	69,252	67,732	70,374
純 資 産 (百万円)	22,978	28,441	30,620	36,319
1株当たり純資産額 (円)	147.37	178.29	194.88	234.39



(6) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
大日本塗料北海道株式会社	40	100.0	塗料の販売
日塗化学株式会社	80	100.0	塗料及び樹脂の製造・販売
千葉化工株式会社	50	100.0	塗料の製造
日東三和塗料株式会社	30	100.0	塗料の製造
サンデーペイント株式会社	30	100.0	家庭用塗料の販売
DNTサービス株式会社	90	100.0	塗料の製造
ジャパンパウダー塗料製造株式会社	100	51.0	粉体塗料の製造
岡山化工株式会社	80	100.0	塗料の製造
DNT山陽ケミカル株式会社	60	100.0	塗料の販売
ビーオーケミカル株式会社	122	75.5	塗料の製造・販売
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	100.0 百万THB	47.6	塗料の製造・販売
DNT Singapore Pte.,Ltd.	9.6 百万SGD	100.0	塗料の販売
DNT Paint (Malaysia) Sdn.Bhd.	3.0 百万MYR	86.7	塗料の製造・販売
P.T. DNT INDONESIA	3.0 百万USD	100.0	塗料の製造・販売
迪恩特塗料(上海)有限公司	24.2 百万CNY	100.0	塗料の製造・販売
DAI NIPPON TORYO MEXICANA,S.A. de C.V.	8.2 百万MXN	100.0	塗料の製造・販売
DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.	12.3 百万MXN	51.0	塗料の販売
DNライティング株式会社	527	100.0	照明器材の製造・販売
ニッポ電工株式会社	10	100.0	照明器材の製造
シンロイヒ株式会社	490	98.5	蛍光顔料及び塗料の製造・販売
日塗エンジニアリング株式会社	20	100.0	塗装工事
ニットサービス株式会社	490	100.0	倉庫業、貨物取扱業

(注) 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

事業セグメント	主要営業品目等
国内塗料	建築塗料、構造物塗料、重車両・産業機械用塗料、自動車補修用塗料、建材・木工用塗料、金属焼付用塗料、粉体塗料、自動車用塗料、プラスチック用塗料等
海外塗料	建築塗料、構造物塗料、重車両・産業機械用塗料、建材用塗料、金属焼付用塗料、粉体塗料、自動車用塗料、プラスチック用塗料等
照明機器	照明器材・機器等
蛍光色材	蛍光顔料、蛍光塗料、特殊コーティング材等
その他	塗装工事等

(8) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

イ. 当 社

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	大 阪 府	那 須 工 場	栃 木 県
東 京 営 業 本 部	東 京 都	小 牧 工 場	愛 知 県

ロ. 子会社

名 称	所在地	名 称	所在地
(国内塗料)		(照明機器)	
大日本塗料北海道株式会社	北 海 道	DNライティング株式会社	神 奈 川 県
日 塗 化 学 株 式 会 社	東 京 都	ニ ッ ポ 電 工 株 式 会 社	秋 田 県
千 葉 化 工 株 式 会 社	千 葉 県		
日東三和塗料株式会社	滋 賀 県	(蛍光色材)	
サンデーペイント株式会社	大 阪 府	シンロイヒ株式会社	神 奈 川 県
DNTサービス株式会社	大 阪 府		
ジャパンパウダー塗料製造株式会社	大 阪 府	(その他)	
岡 山 化 工 株 式 会 社	岡 山 県	日塗エンジニアリング株式会社	神 奈 川 県
DNT山陽ケミカル株式会社	広 島 県	ニットサービス株式会社	大 阪 府
ビーオーケミカル株式会社	福 岡 県		
(海外塗料)			
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	タ イ		
DNT Singapore Pte.,Ltd.	シンガポール		
DNT Paint (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア		
PT.DNT INDONESIA	インドネシア		
迪恩特塗料(上海)有限公司	中 国		
DAI NIPPON TORYO MEXICANA,S.A. de C.V.	メ キ シ コ		
DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.	メ キ シ コ		

(9) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国内塗料	1,277	38 (増)
海外塗料	437	11 (減)
照明機器	354	6 (減)
蛍光色材	49	3 (増)
その他	66	1 (増)
合計	2,183	25 (増)

(注) 使用人数には、当社グループ外への出向者・嘱託・準社員・パートは含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,217
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,168
株式会社横浜銀行	807

2.会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 466,406,000株

(2) 発行済株式の総数 148,553,393株

(3) 株主数 8,928名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	7,000	4.8
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,141	4.2
D N T 取 引 関 係 持 株 会	6,102	4.1
三 菱 商 事 株 式 会 社	5,942	4.0
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	5,068	3.4
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	5,002	3.4
株 式 会 社 島 津 製 作 所	5,001	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,899	3.3
田 邊 康 秀	4,441	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,112	2.8

(注) 持株比率は自己株式 (3,053,330株) を控除して計算しております。

3.新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称		大日本塗料株式会社 2015年度新株予約権	大日本塗料株式会社 2016年度新株予約権
発行決議日		平成27年7月29日	平成28年6月29日
新株予約権の数		404個	262個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 404,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 262,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)
権利行使期間		平成27年8月19日から 平成27年8月18日まで	平成28年7月15日から 平成28年7月14日まで
行使の条件		(注1) (注2)	(注1) (注2)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 316個	新株予約権の数 221個
		目的となる株式数 316,000株	目的となる株式数 221,000株
		保有者数 6名	保有者数 6名
	監査役(注3)	新株予約権の数 18個	新株予約権の数 0個
		目的となる株式数 18,000株	目的となる株式数 0株
		保有者数 1名	保有者数 0名

(注1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができることとしております。

(注2) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしております。

(注3) 監査役保有分は、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあったときに付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名 称		大日本塗料株式会社 2016年度新株予約権	
発行決議日		平成28年6月29日	
新株予約権の数		262個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 262,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり1円)	
権利行使期間		平成28年7月15日から 平成58年7月14日まで	
行使の条件		(注1) (注2)	
使用人等への 交付状況	当社の執行役員 (取締役兼務者を除く)	新株予約権の数	41個
		目的となる株式数	41,000株
		交付者数	5名

(注1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができることとしております。

(注2) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 浅 寿 二 郎	
取 締 役	瀬 古 宜 範	社長補佐・管理本部長兼生産担当
取 締 役	三 角 高 敏	国際本部長兼資材担当
取 締 役	里 隆 幸	塗料事業部門長兼建築・構造物塗料事業部長 大日本塗料北海道株式会社 代表取締役社長
取 締 役	野 田 秀 吉	生産部門長 日東三和塗料株式会社 代表取締役社長 岡山化工株式会社 代表取締役社長
取 締 役	須 川 哲 夫	スペシャリティ事業部門長 兼スペシャリティ事業部長
取 締 役	岩 田 哲 夫	月桂冠株式会社 社外監査役
取 締 役	灰 崎 恭 一	
常 勤 監 査 役	福 岡 靖 之	ニチユ三菱フォークリフト株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	室 内 聖 人	
監 査 役	藤 井 浩 之	株式会社島津製作所 常任監査役

(注1) 取締役のうち、岩田哲夫、灰崎恭一の両氏は社外取締役であります。

なお、当社は岩田哲夫、灰崎恭一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注2) 監査役のうち、福岡靖之、藤井浩之の両氏は社外監査役であります。

なお、当社は福岡靖之、藤井浩之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注3) 福岡靖之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注4) 藤井浩之氏は、株式会社島津製作所において常任監査役を務めており、監査の経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
室内 聖人	平成28年6月29日	任期満了	取締役 技術開発部門統括
木原 均	平成28年6月29日	任期満了	常勤監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (2)	237 (5)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	30 (16)
合計 (うち社外役員)	13 (4)	267 (22)

(注1) 上記には、平成28年6月29日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

(注2) 平成19年6月28日開催の第124期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額204百万円以内、監査役の報酬額は年額48百万円以内と決議しております。

また、平成27年6月26日開催の第132期定時株主総会において、取締役の報酬額は前記の報酬額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額60百万円以内と決議しております。

(注3) 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与（取締役8名 33百万円）として引当金を計上した金額を含んでおります。

(注4) 上記の報酬等の額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額（取締役7名（社外取締役を除く） 43百万円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 取締役

①他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・岩田 哲夫

月桂冠株式会社の社外監査役であります。当社と同社の間には取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきましては、合計11回の取締役会（定時取締役会11回）を開催しました。

岩田哲夫氏は11回中11回出席しました。同氏は、活発に質問し、金融機関での長年の経験及び他社の監査役としての経験から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。

灰崎恭一氏は平成28年6月29日就任以降に開催された取締役会に9回中9回出席しました。同氏は、上場会社の取締役としての経験から豊富な知見を有しており、これを活かし当社経営全般に対して提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

□. 監査役

①他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・福岡 靖之

ニチユ三菱フォークリフト株式会社の社外監査役であります。当社と同社の間には商品の売買等の取引関係がありますが、その年間取引額は当社連結売上高に対して僅少（0.2%未満）であります。

・藤井 浩之

株式会社島津製作所の常任監査役であります。当社と同社の間には商品の売買等の取引関係がありますが、その年間取引額は当社連結売上高に対して僅少（0.01%未満）であります。

②当事業年度における主な活動状況

[取締役会]

当事業年度におきましては、合計11回の取締役会（定時取締役会11回）を開催しました。

福岡靖之氏は11回中11回、藤井浩之氏は11回中9回出席しました。各社外監査役は、適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。

[監査役会]

当事業年度におきましては、合計12回の監査役会を開催しました。

福岡靖之氏は12回中12回、藤井浩之氏は12回中11回出席しました。各社外監査役は、監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、各部門や事業所への監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。なお、福岡靖之氏は常勤監査役として、十分に監査機能を発揮しました。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	①監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	②非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	65	—
連結子会社	14	9
計	79	9

(注1) 公認会計士法第2条第1項の業務は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注3) ②の報酬は、子会社での新基幹システムにおける情報活用に関する指導・助言業務等に対する対価であります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社子会社の計算関係書類の監査の状況

子会社のうちすべての海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ①当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「大日本塗料役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、コンプライアンス委員会が法令・定款の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。
 - 2) 監査役による監査を徹底し、併せてヘルプラインによる不正処理・不祥事などの早期発見に努める。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役は、その職務の執行状況が確認できるように、職務執行に係る情報（議事録、稟議書、契約書など）を法令及び「文書管理規定」に則り、関連資料とともに文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
 - 2) 取締役及び監査役は「文書管理規定」に則り、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社及び当社の子会社の損失危機の管理及び損失防止の観点から、リスクの把握、発生可能性と経営への影響度合いの評価、対応策の構築などを行う。
 - 2) 取締役、使用人は職務の執行に当たっては、法令、定款の他、「リスク管理規定」に則り、社内規定などリスク管理に関するルールを遵守する。
 - 3) 有事の際は「緊急事態対応規定」に則り、迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応策及び再発防止策を講じる。
 - 4) 監査役及び内部監査室は全社的なリスク管理状況を検証し、必要に応じて経営会議及び取締役会で意見を述べる。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は「職制」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」、「稟議規則」などに則った職務の執行により、又下記の経営管理体制により、適正性及び効率性を確保する。

 - ・ 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にする。

- ・「取締役会規則」に則り、社外取締役を含めた取締役会で、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ・取締役、執行役員などで構成される経営会議を設置し、「経営会議規則」に則り、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は毎月1回以上開催する。

- ⑤当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。
具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「大日本塗料役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、コンプライアンス委員会が法令、定款、社内規定の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。
 - 2) 内部監査室による監査を徹底し、併せてヘルプラインによる不正処理・不祥事などの早期発見に努める。
 - 3) コンプライアンス教育・啓発計画を策定し、これに沿って継続的に実施する。
- ⑥当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社及び当社の子会社はグループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、「企業集団としての企業行動指針」を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。
 - 2) 当社の取締役は「職制」、「職務権限規則」に則り、当社の子会社が適切な内部統制システムの整備・運用を行うよう指導する。
 - 3) 当社の取締役は「関係会社管理規定」に則り、当社と当社の子会社間の関係を密にして指導、助言するとともに、当社の監査役及び内部監査室が当社の子会社の監査も行い、グループ全体としての業務の適正を図る。
 - 4) 当社及び当社の子会社は「リスク管理規定」に則り、グループ全体のリスク管理を徹底する。
 - 5) 当社の子会社においては当社及び当社の子会社各社と連携体制を確立し、重要な業務執行に関する事項は事前承認又は報告する。
 - 6) 当社の子会社各社間の取引においては「関係会社管理規定」、法令、税法及びその他の社会規範に則り適切に行う。
 - 7) 当社は「関係会社管理規定」に則り、当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

-
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 監査役会はその職務の執行に必要と認めた場合には、専任の補助すべき使用人（以下、「補助人」という。）の設置を当社に請求できるものとする。
 - 2) 監査役会は必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を任用できるものとする。
 - 3) 監査役会が補助人又は外部専門家として特定の候補者を指名したときは、当社はこれを尊重するものとする。
 - 4) 監査役会は内部監査室と連携して当社各部門における業務執行を監査する。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役会の要請によって設置する補助人の人選に当たっては、当社は監査役会の意向を尊重するとともに、該当者が補助人である期間のみならず、補助人でなくなった後も、その人事異動及び考課につき監査役会の意向を尊重するものとする。
 - 2) 当社は補助人を務めたことをもって不利益な取り扱いをしないことを保証する。
 - 3) 補助人は監査役の指揮命令系統にあって、必要に応じて会議等の出席により、必要な情報収集権限等を有することができ、取締役及び使用人は監査役の補助人に対して指揮命令権限を有しない。
- ⑨当社及び当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社の監査役が出席する取締役会、経営会議などの重要会議において、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は下記の事項を報告するとともに、その他重要な業務の内容についても適時、適切な方法により報告する。
 - ・当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の遂行に関して不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事項
 - ・当社及び当社の子会社に対して著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・内部監査室が実施した内部監査の結果
 - ・ヘルプラインへの通報状況
 - 2) 当社の監査役が必要と判断したときは当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

3) 当社の監査役に報告した者及びヘルプラインに通報した者が当該報告及び通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを保証する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役社長は監査役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクの他、内部統制システムの整備及び運用状況、監査役監査の実施状況、監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換する。
- 2) 監査役会は内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、積極的に意見及び情報の交換を行い、緊密な連携を保つ。
- 3) 当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことはできない。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備及び運用する体制を構築するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社の子会社のグループ全体は、反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察、弁護士及び外部の専門機関や地域企業等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会を11回開催し、社外取締役を含めた取締役会で、法令・定款等との適合性及び業務の適正性の観点から経営方針、その他経営に関する重要事項等を決定し、又、取締役の職務の執行を監督しております。

-
- ・監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等の重要な会議への出席による取締役の職務の執行、内部統制システムの運用状況の監視等「監査役監査基準」に従い監査を実施しております。
 - ・平成27年6月適用のコーポレートガバナンス・コードに伴い「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、その方針に従い取締役会で行動準則及び内部通報に係る運用状況を確認するなど内部統制システムの強化に努めております。
 - ・コンプライアンス委員会を2回開催し、全部門に亘る役員と部室長の出席のもと、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、コンプライアンスの徹底を図っております。
 - ・リスク管理委員会を2回開催し、全部門に亘る役員と部室長の出席のもと、リスクの未然防止について全社的情報共有を図っております。
 - ・当社の子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規定」等に従い、当社の子会社から当社へ事前に承認申請又は報告が行われるよう、管理徹底を図っています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (以下、「基本方針」といいます。)

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

（2）基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和4年に島津、三菱、大倉の共同出資により設立された企業であり、今日まで塗料製造を基軸とした事業活動を営んでまいりました。

現在、当社及び当社グループは、塗料、蛍光色材及び照明機器の製造販売を主な事業領域としておりますが、当社グループの企業価値の主な源泉は、「国家社会の繁栄に奉仕し得る将来性ある企業足るべし」という創業精神のもとに、永年に亘ってお届けしている各種製品の品質・性能とサービスが築いたブランド力、顧客との信頼関係にあると考えております。特にコア事業である塗料事業におきましては、創業の礎となった錆止め塗料「ズボイド」をはじめ、市場から絶大な支持を得てまいりました防食塗料、その他の独創的な塗料技術は、地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に貢献し得たものと自負いたしております。このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが企業文化、あるいは「DNT」ブランドとして結実し、現在の企業価値の源泉になっており、今後も企業文化の継続発展を通して当社の社会的存在意義を高めることが、結果として企業価値及び株主共同利益の最大化につながるものと考えております。

当社グループの経営戦略の基本命題は、コアビジネスである塗料事業の継続的成長を図り、市場の好・不調に影響されることの少ない高収益事業とすることにあります。しかしながら、国内市場の構造変化、海外市場の急速な変貌、更には原油、ナフサ価格急騰に伴う塗料用原材料価格高騰の影響等により、企業価値・株主共同の利益の確保・向上は容易ではありません。そのためより強固な企業体質を構築する必要があります。具体的には、

- ①国内塗料事業の高付加価値化
- ②海外塗料事業の積極拡大
- ③新たな収益源事業の育成・強化

を必達目標として掲げ、経営基盤の整備とともに地球環境保全活動、適切な情報開示、社会貢献活動など企業の社会的責任を誠実に果たしてまいります。

また、株主、顧客、従業員及び社会全体から「存在価値のある企業」として認められるには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つと考えております。そのために、取締役会・執行役員制度により、経営と業務執行を適切に分離し、経営環境の変化に対応して迅速・的確な意思決定と管理監督を行うとともに、業務執行の効率を高めております。更に社外取締役や監査役制度により経営監視機能を強化・充実し、決算や経営施策等の情報開示を適時且つ正確に行うなど、透明性の高い企業経営の実現に向けて努力しております。

当社グループは、広く社会にとって有用な商品・サービスを提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得することが、歴史と伝統ある島津系・三菱系企業の一員としての使命であると認識し、今後とも様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入することに関して、平成20年6月27日開催の第125期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、平成23年6月29日開催の第128期定時株主総会においてこれを継続することについてご承認をいただきました（以下、この継続後の当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を「原プラン」といいます。）。更に平成26年4月24日開催の取締役会において原プランを一部変更したうえで「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決議いたし（以下、継続する「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）、平成26年6月27日開催の第131期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、又は公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う者を対象者として、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するためのものです。

大規模買付者があらかじめ定めるルールを遵守しない場合、又は当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、且つ対抗措置の発動を相当と判断する場合、当社取締役会の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として新株予約権の無償割当てを行うこととします。ただし、かかる判断に当たっては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限に尊重します。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社のホームページ掲載の平成26年4月24日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（<http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/library/file/other/news20140424.pdf>）をご参照ください。

(4) 基本方針にかかる取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、大規模買付者が基本方針に沿う者であるか否かを株主の皆様及び当社取締役会が適切な判断をするにあたり、十分な情報及び時間を確保する為に定めるものであり、特定の者による大規模買付行為を一概に拒絶するものではありません。

本プランの有効期間は3年間としていますが、有効期間満了前であっても株主総会で変更又は廃止できることとし、株主の皆様の意思が反映される仕組みになっております。

また、対抗措置の発動は、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合など、あらかじめ定められた合理的且つ客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発動にあたっては、独立委員会の中立的な判断を重視することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。更に、発動する対抗措置については、あらかじめその内容を株主の皆様にも適時に情報開示を行うこととしております。

したがって、当社取締役会は、前記(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則を充足しており、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

(注) 当社は、平成29年4月26日開催の取締役会において、「基本方針の実現に資する特別な取組み」を一部変更するとともに、本プランについては、平成29年6月29日開催予定の第134期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを一部変更したうえで、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、第134期定時株主総会参考書類の第6号議案「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」、又はインターネット上の当社のホームページ掲載の平成29年4月26日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（<http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/library/file/other/news20170426.pdf>）をご参照ください。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	32,923	流動負債	28,424
現金及び預金	4,416	支払手形及び買掛金	16,014
受取手形及び売掛金	17,802	短期借入金	5,112
商品及び製品	5,376	リース債務	310
仕掛品	714	未払法人税等	1,537
原材料及び貯蔵品	2,918	役員賞与引当金	33
繰延税金資産	758	製品補償引当金	90
その他	1,013	環境対策引当金	8
貸倒引当金	△76	その他	5,319
固定資産	37,451	固定負債	5,630
有形固定資産	22,476	長期借入金	182
建物及び構築物	6,072	リース債務	953
機械装置及び運搬具	3,132	繰延税金負債	2,022
土地	11,287	再評価に係る繰延税金負債	1,303
リース資産	846	退職給付に係る負債	995
建設仮勘定	22	環境対策引当金	106
その他	1,115	その他	66
無形固定資産	849	負債合計	34,055
リース資産	307		
その他	541	純資産の部	
投資その他の資産	14,125	株主資本	27,777
投資有価証券	6,486	資本金	8,827
繰延税金資産	1,698	資本剰余金	2,452
退職給付に係る資産	5,315	利益剰余金	17,048
その他	698	自己株式	△550
貸倒引当金	△73	その他の包括利益累計額	6,325
資産合計	70,374	その他有価証券評価差額金	2,198
		土地再評価差額金	1,882
		為替換算調整勘定	△174
		退職給付に係る調整累計額	2,419
		新株予約権	105
		非支配株主持分	2,110
		純資産合計	36,319
		負債純資産合計	70,374

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上		72,789
売上原価		50,139
売上総利益		22,649
販売費及び一般管理費		16,115
営業利益		6,533
受取利息	13	
受取配当金	141	
受取売却益	50	
受取返戻金	54	
受取その他	54	
営業外費用	149	464
支払利息	118	
支払引当	41	
支払売却損	47	
支払償却	53	
支払繰入金	16	
支払他	67	
経常利益	52	397
特別利益		6,600
固定資産売却益	1,691	
固定資産売却他	173	1,864
特別損失		
固定資産処分損失	142	
事業構造改善費用	221	
その他	157	
税金等調整前当期純利益	52	574
法人税、住民税及び事業税	2,043	7,890
法人税等調整額	314	2,358
当期純利益		5,532
非支配株主に帰属する当期純利益		332
親会社株主に帰属する当期純利益		5,199

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,827	2,452	12,362	△260	23,382
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△514		△514
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,199		5,199
自 己 株 式 の 取 得				△290	△290
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	4,685	△290	4,395
当 期 末 残 高	8,827	2,452	17,048	△550	27,777

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	1,868	1,882	90	1,423	5,265	55	1,917	30,620
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△514
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								5,199
自 己 株 式 の 取 得								△290
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	330		△265	995	1,060	50	192	1,303
当 期 変 動 額 合 計	330	－	△265	995	1,060	50	192	5,698
当 期 末 残 高	2,198	1,882	△174	2,419	6,325	105	2,110	36,319

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	19,361
流動資産	
現金及び預金	359
受取手形	3,872
売掛金	6,452
商品及び製品	2,387
仕掛品	394
原材料及び貯蔵品	821
繰延税金資産	293
短期貸付金	1,130
未収入金	3,381
その他の金	296
貸倒引当金	△28
固定資産	37,064
有形固定資産	14,450
建物	2,622
構築物	367
機械及び装置	1,334
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	693
土地	8,898
リース資産	522
建設仮勘定	11
無形固定資産	399
借地権	64
ソフトウェア	81
リース資産	177
その他	76
投資その他の資産	22,214
投資有価証券	5,969
関係会社株式	11,489
長期貸付金	2,103
前払年金費用	2,403
その他	296
貸倒引当金	△47
資産合計	56,426

科目	金額
負債の部	29,239
流動負債	
支払手形	2,242
買掛金	11,604
短期借入金	3,250
1年内返済予定の長期借入金	1,600
リース負債	176
未払金	810
未払費用	730
未払法人税等	627
預り金	7,917
役員賞与引当金	33
製品補償引当金	90
環境対策引当金	8
その他	148
固定負債	3,175
長期借入金	100
リース負債	589
繰延税金負債	889
再評価に係る繰延税金負債	1,303
退職給付引当金	161
環境対策引当金	94
その他	35
負債合計	32,414
純資産の部	
株主資本	19,926
資本金	8,827
資本剰余金	2,443
資本準備金	2,443
利益剰余金	9,206
利益準備金	780
その他の利益剰余金	8,425
社会貢献活動積立金	128
繰越利益剰余金	8,296
自己株式	△550
評価・換算差額等	3,979
その他有価証券評価差額金	2,096
土地再評価差額金	1,882
新株予約権	105
純資産合計	24,011
負債純資産合計	56,426

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	42,983
売上原価	30,857
売上総利益	12,126
販売費及び一般管理費	9,206
営業利益	2,919
営業外収益	
受取利息	62
受取配当金	793
不動産賃貸料	263
業務受託料	311
その他	155
営業外費用	
支払利息	109
売上債権売却損	47
支払補償費	48
製品補償引当金繰入額	16
環境対策費	70
その他	45
経常利益	4,168
特別利益	
投資有価証券売却益	168
関係会社株式売却益	156
特別損失	
固定資産処分損	104
減損損	221
その他	71
税引前当期純利益	4,096
法人税、住民税及び事業税	756
法人税等調整額	328
当期純利益	3,011

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		社会貢献活動積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,827	2,443	2,443	780	134	5,794	6,709
当期変動額							
社会貢献活動積立金の取崩					△5	5	－
剰余金の配当						△514	△514
当期純利益						3,011	3,011
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	△5	2,502	2,497
当期末残高	8,827	2,443	2,443	780	128	8,296	9,206

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△260	17,719	1,798	1,882	3,681	55	21,456
当期変動額							
社会貢献活動積立金の取崩		－					－
剰余金の配当		△514					△514
当期純利益		3,011					3,011
自己株式の取得	△290	△290					△290
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			297		297	50	348
当期変動額合計	△290	2,206	297	－	297	50	2,555
当期末残高	△550	19,926	2,096	1,882	3,979	105	24,011

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

大日本塗料株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千田 健悟 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大日本塗料株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日本塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

大日本塗料株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千田 健悟 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日本塗料株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会及び経営会議、管理本部会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席する他、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所並びに営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

内部監査については、事前に内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した結果についての監査結果通知書を閲覧し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に出席するとともに、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、その事業及び財産の状況を調査いたしました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有責任 あずさ監査法人から当該内部統制の詳細及び監査の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査に立ち会いました。

三 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認いたしました。

四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、監査の方針並びに監査の結果についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

大日本塗料株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役(社外監査役) 福 岡 靖 之 ㊟

常 勤 監 査 役 室 内 聖 人 ㊟

監 査 役(社外監査役) 藤 井 浩 之 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

大阪市此花区西九条六丁目1番124号

当本社 4階会議室

TEL (06) 6466-6661 (代表)



交通

- JR大阪環状線西九条駅
 - 阪神電鉄なんば線西九条駅
- より300m (徒歩5分)

大日本塗料株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。